
マスタープランの

可能性と課題

DPI日本会議 副議長

明石市UDのまちづくり協議会 副会長

尾上 浩二

障害をもって生きてきた経験を元に

- 1960年大阪市生まれ、1歳で脳性マヒとの診断。
- 養護学校、施設を経て、中学から地域の学校へ。
- 大阪市立大学に入学後、障害者運動に参加。駅のエレベーター設置や福祉のまちづくり、自立生活支援に取り組む。
- 2004年からDPI日本会議事務局長。障害者政策委員、内閣府・政策企画調査官を歴任。
- 現在DPI副議長、内閣府障害者施策アドバイザー
- 2000、2020年バリアフリー法の国会参考人

マスタープラン事例～明石市の取り組み

- 改正バリアフリー法で導入されたマスタープラン制度
- 国交省は「2025年度までに350ヶ所」が目標だが...
- 現在は8ヶ所
- 明石市「ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」
- 第1部＝マスタープラン、第2部＝基本構想（延期）
- 明石市では以下の取組みと連携
 - 手話言語・情報コミュニケーション条例
 - 障害者差別禁止条例（配慮条例）
 - さらに、インクルーシブ条例（仮）の検討中

明石市UDのまちづくり協議会

- 28名の委員で構成。
障害当事者枠は6名＋1名(尾上)
- 会長＝三星明宏・近畿大学名誉教授
副会長＝尾上浩二
- 2018年度・2回、2019年度・6回 会議
- 2019年度・2回のまち歩き
- 会議の間に団体ヒアリング、アンケートを実施

明石市MP～促進地区設定方針

- 移動円滑促進地区の**設定の考え方**
 - ①多くの当事者・市民が利用し、バリアフリー化を進めることが有効な地区
 - ②地域発案による地区設定
 - ③まちや社会の変化に応じた設定・変更
- **12地区を設定**
 - 「学校のバリアフリー化」の全市方針もあり、**半数の学校**を生活関連施設として積極的に位置づけ
～小学校は28校中14校、中学校は13校中6校

学校バリアフリー化の動きを追い風に

- 全市方針として学校のBF化を掲げていたが
- 「移動促進地区≡重点地区」の固定観念（後述）
→学校を含めることを巡って相当な議論
- 学校バリアフリー化の動きの情報→追い風に
- 2020年5月改正バリアフリー法成立
- 12月25日「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて」（文科省・調査研究協力者会議報告）
 - 5年間に緊急かつ集中的に整備を行う整備目標の設定
 - 各市区町村教育委員会での整備目標の設定等

独自の「まちづくり推進モデル地域」

- UDのまちづくり推進モデル地域（**独自事業**）
- 地域単位でUDのまちづくりを積極的に実践している地域を指定し、取組の後押し、市域全体への展開
- 想定される取組み
 - 多様な参加者によるまちあるきの実施
 - バリアフリーマップの作成、情報発信
 - 「心のバリアフリー」啓発活動
 - 当事者参画のもと避難訓練を実施
 - 本計画に対する提案 など

マスタープラン作成をふりかえって

■ マスタープラン作成によって

- マスタープラン作成により、「**全市方針**」が明確に
- 市長室に担当部署を置き、**オール明石での体制**
- まち歩きやヒアリングを通じて**地元当事者も活発に**

■ 「ガイドライン」の記述が足かせに

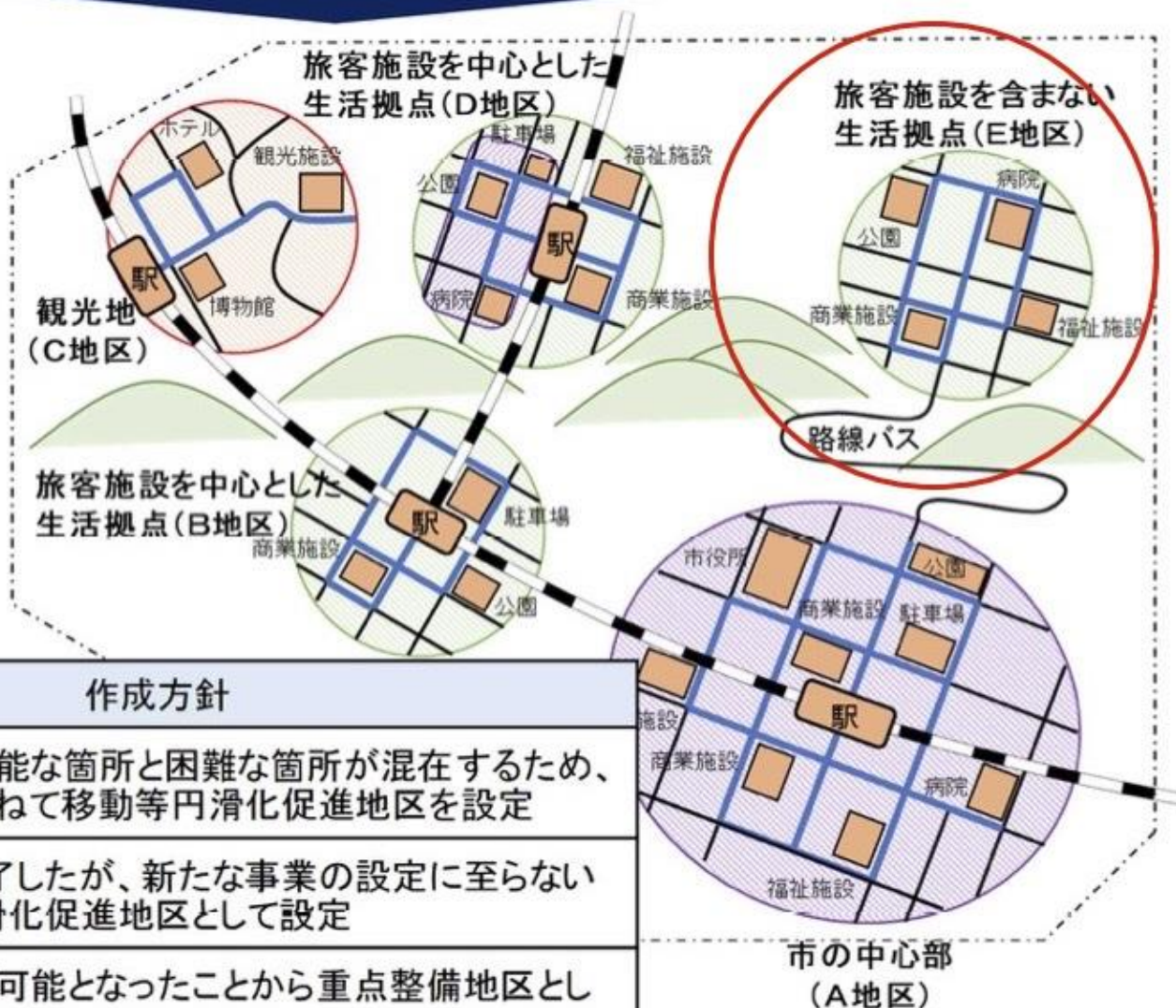
- 「原則として全ての生活関連経路は特定道路として指定されるため、生活関連経路の指定にあたって留意」(p54)
 - 「特定道路化のメドが立たない所は促進地区にできない」
 - 「学校は全市方針では書けるが促進地区には難しい」...
 - 「**旅客施設を含まないE地区**」は無理?! (図参照)

評価・見直し後

・基本構想未作成の地区を中心に、移動等円滑化促進地区を**複数指定**し、併せて**市全体の方針を設定**

・**具体事業の調整が可能な地区**においては、**重点整備地区**として基本構想作成

・基本構想作成済の地区においても見直しに際して具体の事業が調整可能かどうかに応じて移動等円滑化促進地区又は重点整備地区を設定



地区	作成方針
A	具体事業の設定可能な箇所と困難な箇所が混在するため、重点整備地区に重ねて移動等円滑化促進地区を設定
B	事業がいったん終了したが、新たな事業の設定に至らないことから移動等円滑化促進地区として設定
C	具体事業の設定が可能となったことから重点整備地区として設定
D	移動等円滑化促進地区の設定に加えて、具体事業の調整が可能な地区は重点整備地区として設定し、基本構想作成
E	具体事業の調整が困難であることから移動等円滑化促進地区として設定

- 移動等円滑化促進地区
- 移動等円滑化促進地区かつ重点整備地区

促進地区・重点地区の要件削除

→ガイドライン改訂へ

三. 移動等円滑化促進方針の指針

○移動等円滑化促進地区の要件

- ・マスタープランの対象区域である移動等円滑化促進地区の要件について、
 - ・地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること
 - ・生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在することという要件を削除

四. 基本構想の指針

○重点整備地区の要件

- ・基本構想の対象区域である重点整備地区の要件について、
 - ・地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること
 - ・生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在することという要件を削除

マスタープランの可能性と課題

- まち全体のバリアフリー化に関する方針
- 全ての部局による推進体制づくり
- 直ちに事業のメドが立たない課題・エリアも対象
- 地域の多様な当事者・住民ニーズに基づいて
 - 切れ目のない移動、学校、防災、観光バリアフリー...
 - 車いす(手動、電動、リクライニング)、視覚(全盲、ロービジョン)、聴覚、知的・精神・発達障害、高齢者、子ども...
- 「マスタープラン不要」「基本構想と同じ」論の克服
 - 法律やガイドライン等を柔軟な解釈・改訂を
 - 当事者、学識経験者が役割分担しながら連携すること